

【多様な担い手が活躍する農村社会を目指して】

農業経営基盤の強化の促進に関する  
基本構想

令和3年2月

智頭町

# 目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	智頭町の農業・農村の現状と課題	1
2	施策展開の方向と目指すべき農業構造	2
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
1	農業経営モデル策定の前提	6
2	農業経営モデル類型	6
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営 の指標	6
1	農業経営モデル策定の前提	6
2	農業経営モデル類型	7
第3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	7
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標	7
2	その他農用地の利用関係の改善に関する事項	7
第4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	8
1	利用権設定等促進事業に関する事項	8
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	13
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他委託を受けて行う 農作業の実施の促進に関する事項等	15
4	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関す る事項	16
5	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	16

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 智頭町の農業・農村の現状と課題

本町は鳥取県の東南部に位置し、岡山県と兵庫県に隣接する、人口7千人に満たない小さな過疎の町である。町の周囲は1000メートル級の中国山地の山々が連なり、その山峡を縫って流れる川が智頭地区で合流し、千代川となり日本海に注いでいる。気候は、日本海側気候に属し、四季を通じて寒暖の差が大きい。冬に雪が多いのが特徴であり、秋から冬にかけて朝霧が美しい。

江戸時代から脈々と続く国内有数の伝統林業地として発展する一方で、りんどう、どうだんつつじなど、本町の気候風土に適した産地形成がなされてきた。また、昼夜の寒暖差が大きく、源流を育む豊かな自然環境の中で、近年は食味値の高いブランド米“源流そだち”の産地強化（生産者組織の再編、特別栽培米認証の取得など）を進めているところ。

しかしながら、本町の農業を取り巻く環境は依然として厳しく、農業従事者の高齢化は年々進んでおり、遊休農地の拡大が懸念される。一筆ごとの農地の区画が狭く、畦畔が広いなど、作業効率が悪い農地が多く存在しており、零細な経営規模の農家が多い傾向にある。

- ・総面積（22,470ha）のうち、耕地面積は536ha ※令和元年時点
- ・農業者（販売農家）の平均年齢は72才（県全体69.7才）※平成27年2月1日時点
- ・経営面積が1ha未満の農業経営体数の割合は88.3%（県全体65.4%）
- ・農業生産額（JA系統出荷）は、約2億2千万円（JA鳥取いなば智頭支店 令和元年度実績）  
→ 米40.7%、畜産物36.4%、野菜19.1%、花卉3.5%

そういった中で、智頭町山村再生課、智頭町農業委員会、鳥取いなば農業協同組合智頭支店、鳥取県、（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構を構成メンバーとする人・農地問題解決に向けた推進チーム会議（以下、「人・農地チーム会議」という。）は、本町の農地利用のあり方や農業振興について検討を進めており、その取り組みの一環として、平成29年10月に“農家全戸アンケート”を実施した。これは、農家の経営状況はもとより、後継者の有無や、農地を今後どうする意向なのかなど、人・農地問題の解決に向けた糸口を探るために実施したものである。アンケート調査（対象：水田台帳に登録されている農家1,343人）の結果、約7割（929人）から回答を得た。その結果、以下の傾向が見られた。

- ・農業経営の概況 自家消費が4割と最も多く、販売農家が少ない。
- ・後継者の有無 後継者の目処が立っていない人が7割を占める。
- ・経営規模の予定 拡大：1%（9人）、現状維持：1/3、規模縮小：1割
- ・所有農地の貸借 最も多かった「当面自分で耕作するので、貸す予定なし」が約半数

アンケートの結果を踏まえ、「人・農地チーム会議」で集落に出向き、話合いのきっかけづくりを目的とする座談会を順次開催し、集落単位の人・農地プランの策定を進めている。集落座談会の開催を通じて、“次につなげていくための現状維持”の重要性を認識し、これを智頭町における農業分野の重要テーマとしたところであり、担い手が育つ環境づくりはもとより、小規模農家を含めた多様な担い手が育つ環境づくりに必要な町独自の支援策を講じているところ。

今後も、話し合いのきっかけづくりを行いながら、集落単位の「人・農地プラン」を施策誘導しつつ、本町の諸条件に適合する省力化や効率化等の技術の導入に向けた検討を進めていく必要がある。その有効な手段となり得るスマート農業の導入に当たっては、先端

技術に過度に依存することなく、農家の知恵や感性を大切にしながら、スマートフォンや安価なドローンなど、身近な機器の便利な機能を上手く使いこなして農地を守りつつ、若者から高齢者まで、多様な担い手が参入し活躍できる農村社会を構築していく事が大きな課題である。

〔参考〕 人・農地プランの作成状況（令和元年度実績）

地区名	区 分	面 積	中心経営体数	当初作成	備 考
智 頭 町	更新（9回目）	536.5ha	25	H24年7月	集落単位以外
岩 神	更新（3回目）	9.0ha	4	H29年3月	
東 宇 塚	更新（2回目）	12.2ha	6	H30年3月	
石 田	更新（1回目）	7.3ha	6	H31年3月	
三 明	〃	4.9ha	4	〃	
木 原	〃	8.8ha	5	〃	
長 瀬	〃	5.6ha	5	〃	
紺屋土居	〃	1.9ha	3	〃	
横 田	〃	7.7ha	8	〃	
穂 見	新規	16.6ha	7	R元年5月	
波 多	〃	19.3ha	5	R2年3月	
宇 波	〃	15.2ha	8	R2年2月	
大 屋	〃	21.5ha	16	R2年3月	
五月田	〃	4.5ha	6	〃	
計		670.0ha	108		

## 2 施策展開の方向と目指すべき農業構造

### （1）農家の状況

高齢化に伴う離農や若者の農業離れ等により、農家戸数は1960年（昭和35年）以降減少を続けている。専業農家の増加は“定年就農”によるものと考えられ、今後の定年延長に伴う影響が懸念される。

#### ① 専兼業別農家数 （単位：戸）

区 分		2000年	2005年	2010年	2015年
販 売 農 家	専 業	70	76	97	117
	第1種兼業	29	36	33	16
	第2種兼業	530	422	361	282
	計	629	534	491	415
自給的農家		406	444	454	433
総農家数		1,035	978	945	848

#### ② 販売金額別農家数（販売農家） （単位：戸）

区 分	2000年	2005年	2010年	2015年
販売なし	90	148	138	108
50万円未満	411	301	288	259

～100万円	76	49	30	21
～200万円	28	17	19	10
～300万円	7	7	5	6
～500万円	12	7	8	6
～700万円	3	3	1	2
～1000万円	0	1	1	2
～1500万円	1	0	0	0
～2000万円	1	0	0	0
～3000万円	0	0	0	0
3000万円以上	0	1	1	1
合 計	629	534	491	415

③ 経営耕地規模別農家数（販売農家）（単位：戸）

区 分	2000年	2005年	2010年	2015年
0.3ha未満	2	0	1	0
0.3～0.5ha	302	248	201	164
～1.0ha	271	240	238	204
～1.5ha	43	34	37	34
～2.0ha	8	5	6	7
～3.0ha	1	5	4	3
3.0ha以上	2	2	4	3
合 計	629	534	491	415

(2) 土地利用の状況

町面積(22,470ha)の93%を森林が占める本町において、耕地面積は536ha(2.4%)となっている。今後、高齢化の進行及び担い手不足等により、遊休農地の拡大が懸念される。

(単位：ha)

年次	耕地面積	田		畑
			(本地)	
平成26年	548	496	436	52
平成27年	548	496	436	52
平成28年	545	493	434	52
平成29年	545	493	435	52
平成30年	537	487	430	50

(3) 効率的かつ安定的な農業経営の育成

ア 条件の悪い農地が多い中で、耕作できない人の農地を引き受ける担い手も存在しており、作業受託の体制づくりを進めつつ、農業経営相談所と連携しながら担い手の経営安定を図る。

イ 引き続き集落単位の人・農地プランの作成を進めつつ、これを地区単位に広げるとも視野に入れながら、広域的な取り組みの中で中心経営体の主軸となる担い手が動

きやすい環境づくりを目指すとともに、集落内での担い手を確保しながら持続可能な営農体制を整えていく。

ウ 日本型直接支払制度を活用しながら、水路管理をはじめとする基礎部分を住民が担い、担い手が営農作業に専念できるようにするための“2階建て構造”を目指す中で、これが集落営農に発展する可能性があれば、「人・農地チーム会議」で連携しながらその体制づくりを支援する。

エ 地域の実情に応じた多様な担い手の育成は、本町において極めて重要な課題である。経営規模の大小にかかわらず、集落の中で今後の農地を託される人材を人・農地プラン作成の過程で明確化する作業を、今後も引き続き「人・農地チーム会議」でサポートしていく。

#### (4) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

ア 本町における令和元年の新規就農者総数（就農開始後5年以内）が1人、うち独立自営就農者は1人となっている。

イ 本町独自の施策である「森のようちえん」のほか、「自伐型林業」、「自然栽培」に魅力を感じて県外から本町へ移住する若者が増加傾向にあり、“半農半X”を含めた就農の促進に取り組んでいるところであるが、移住者の就農につながるケースは少なく、農業を志す地元の若者が少ないのが実情。

本町における農業従事者の高齢化や後継者不足等の課題を解決するためにも、若い担い手の確保・育成は極めて重要な課題。

ウ このため、幅広い年代の新たな農業従事を促進するため、独立自営農者を年間1人確保・育成することを目指す。

エ 前述の農家全戸アンケートの結果、後継者の目処が立っている農家が121名(13%)という結果だったが、集落単位の人・農地プランの作成に向けた話し合いの場に集落内の若者を巻き込みながら、若い担い手が育つ環境を集落内で作っていく必要がある。

オ 新規就農者の確保・育成に向け、「人・農地チーム会議」の各構成機関はもとより、智頭町農業再生協議会、鳥取県指導農業士と密に連携を図りつつ、各種研修制度（農業大学校の基礎研修、農業農村担い手育成機構のアグリスタート研修、鳥取県親元就農促進支援交付金事業）を活用しながら推進していく。

また、高齢化や担い手不足が進んでいるJA各生産部が主体となって新規就農者の確保を目指していく中で、行政は必要な支援策を講じていく。

親元就農については、研修生の思いや悩みを受け止めながら、農村社会の構成員としての意識を持ち、確実な就農へと結びつけていくことができるよう、関係機関の関与や指導についての役割分担を明確化した上で、相互に連携を図りながら支援していく。

#### (5) 目指すべき農業構造の姿

10年後（令和10年）の本町の農業構造として、農業経営の維持・拡大・充実を図り、優れた経営能力と高い技術力を備え、地域の農業生産や農村社会の活性化をリードしていくような個別農家、農業法人、地域ぐるみで農業を担う集落営農型組織経営体が活躍できる農村社会を目指していく。

一方で、高齢化や後継者の不在等により経営規模を縮小・離農する農家も見込まれる中で、効率的かつ安定的な農業経営の育成と農地利用の姿を次のとおり展望し、その実現に向けた施策を講じていく。

現状（令和元年）	10年後（令和10年）
総農家数 848戸 耕地面積 536ha	総農家数 760戸 耕地面積 500ha
《効率的かつ安定的な農業経営》	《効率的かつ安定的な農業経営》
個別経営体 11経営体 認定農業者／基本構想水準到達者 35ha	個別経営体 15経営体 40ha
組織経営体 1組織 営農を一括管理・運営している任意の集落営農組織 2ha	組織経営体 2組織 4ha
準経営体 101経営体 新規就農者 1人（3ha） 人・農地プラン中心経営体（100経営体） ※認定農業者、認定新規就農者、組織経営体を除く （72ha）	準経営体 162経営体 新規就農者 2人（4ha） 人・農地プラン中心経営体（160経営体） ※認定農業者、認定新規就農者、組織経営体を除く （93ha）
計 112ha（集積率：21%）	計 141ha（集積率：28%）

[参考]

今後の効率的かつ安定的な農業経営の育成に向け、目標の達成状況を進捗管理していくため、経営体の分類を以下のとおり位置付ける。

個別経営体	「認定農業者」＋「基本構想水準到達者」 （根拠：担い手及びその農地利用の実態に関する調査 農林水産省）
組織経営体	複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている組織（根拠：担い手及びその農地利用の実態に関する調査 農林水産省）
準経営体	「認定新規就農者」＋「人・農地プランに位置付けられた中心経営体（認定農業者、経営組織体、認定新規就農者との重複を除く）」

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

### 1 農業経営モデル策定の前提

#### (1) 経営モデル設定の基本的考え方

県の基本方針を参考にしつつ、本町の農業経営基盤である農地の状況等を考慮するとともに、年間農業所得の目標については、他産業従事者を含めた所得状況を勘案しながら設定した。

[目標とする水準]

年間労働時間	主たる従事者の年間労働時間：概ね1,900時間
年間農業所得	主たる従事者一人当たり概ね310万円以上

#### (2) 試算の考え方

生産性の向上、機械施設の効率的利用体系の確立、すでに確立した先進技術の導入、物材費の節減等低コスト生産営農体系を念頭に置いて試算した。

### 2 農業経営モデル類型

[家族農業経営]

- |  |
|--|
| ① 水稻 + 花き (リンドウ)<br>② 水稻 + 露地野菜 (白ネギ、アスパラガス) + 作業受託<br>③ 水稻 + 施設野菜 (トマト、キュウリ) + 花き (ストック)<br>④ 肉用牛 (繁殖+肥育一貫経営)<br>⑤ 肉用牛 (繁殖) |
|--|

※モデル類型ごとの基本的指標については、巻末に参考資料として添付した。

## 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

### 1 農業経営モデル策定の前提

#### (1) 経営モデル設定の基本的考え方

県の基本方針を参考にしつつ、本町の農業経営基盤である農地の状況等を考慮するとともに、年間農業所得の目標については、他産業従事者を含めた所得状況を勘案しながら設定した。

[目標とする水準]

年間労働時間	主たる従事者の年間労働時間：概ね1,900時間
年間農業所得	主たる従事者一人当たり概ね220万円以上

#### (2) 試算の考え方

生産性の向上、機械施設の効率的利用体系の確立、すでに確立した先進技術の導入、物材費の節減等低コスト生産営農体系を念頭に置いて試算した。



## 2 農業経営モデル類型

〔家族農業経営〕

- |                              |
|------------------------------|
| ① 野菜（白ネギ）                    |
| ② 水稻 + 野菜（白ネギ）               |
| ③ 水稻 + 野菜（白ネギ、アスパラガス） + 作業受託 |

※モデル類型ごとの基本的指標については、巻末に参考資料として添付した。

### 第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

#### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地利用集積目標	農用地に占めるシェアの目標
1 4 1 ha	概ね28%

#### 2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

ア 担い手への農地集積を進めていく上で農地中間管理事業は有効な制度であるが、担い手が望む条件の農地が出し手から出てこないことや、条件の良い農地であっても受け手がいないといった理由で、農地中間管理事業を活用した農地集積が進まないのが実情。

担い手による効率的かつ安定的な農業経営のためには、分散錯圃解消のための農地の利用調整を進めていくことが重要な課題。

イ 担い手への農地集約化を進める上で、効率的な農地利用につながる基盤整備事業の一体的な推進を図ることが重要な課題であり、その具体的な方向性をチーム会議で検討していく。

本町の地形条件から、小区画で不整形な農地が多いことから、担い手の意向や目標を踏まえつつ、耕作条件の改善に向けた支援を講じていく必要がある。

ウ 農業委員会の必須業務である“農地利用最適化の推進”に向け、農地の利用状況を的確に把握するための仕組みを整えるなど、農業委員や農地利用最適化推進委員が機動的に動ける体制を構築していく必要がある。

エ 担い手への農地集積・集約化と併せて、その経営発展を支える体制として農業経営相談所との連携を強化する。

オ 日本型直接支払制度（中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業等）の活用に当たり、集落の垣根を越えた取り組みを推進するとともに、広域的な事務を担う事務局体制の構築を目指す必要がある。

## 第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

### 1 利用権設定等促進事業に関する事項

#### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人または農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(カ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては(ア)、(ウ)、(オ)及び(カ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) 利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

(エ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(オ) その者の農業経営に主として従事すると認められる者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(カ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(オ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が農地中

間管理権を取得する場合又は法第7条第1号に掲げる農地中間管理機構の事業の特例事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
  - ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
  - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
  - ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

## （2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持ち分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

## （3）開発を伴う場合の措置

- ① 智頭町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の運用について」（平成5年8月2日付け5構改B第848号農林水産省構造改善局長通知。以下「運用通知」という。）別記様式第3号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 智頭町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
  - ア 当該開発事業の実施が確実であること。

- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

#### (4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 智頭町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 智頭町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めることとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

#### (5) 要請及び申出

- ① 智頭町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、智頭町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 智頭町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日までに申し出るものとする。

#### (6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 智頭町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 智頭町は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区から申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等促進事業の調整が調ったときは、智頭町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 智頭町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当た

っては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
  - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
  - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。）第16条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
  - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
    - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
    - (イ) 原状回復の費用の負担者
    - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
    - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

#### (8) 同意

智頭町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごと

に(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

#### (9) 公告

智頭町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を智頭町の掲示板への掲示により公告する。

#### (10) 公告の効果

智頭町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

#### (11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

#### (12) 農業委員会への報告

智頭町は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告(規則第16条の2)があった場合は、その写しを智頭町農業委員会に提出するものとする。

#### (13) 紛争の処理

智頭町は、利用権等設定事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づきその円満な解決に努める。

#### (14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 智頭町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 智頭町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 智頭町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を智頭町の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 智頭町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 智頭町農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。智頭町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

## 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

智頭町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～集落）とするものとする。

なお、農用地の効率的かつ安定的な利用に支障を来たさない限り、集落の一部を除外することができる。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

ウ 農作業の効率化に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善

に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

#### (5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規程する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を智頭町に提出して、農用地利用規程について智頭町の認定を受けることができる。
- ② 智頭町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
  - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
  - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
  - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
  - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 智頭町は②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を智頭町の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規程は農用地利用規程の変更についても準用する。

#### (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
  - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
  - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
  - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 智頭町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。



ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の受託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の受託が確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

### (7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた農業団体は、当該特定農用地規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について 利用権の設定等または農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

### (8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 智頭町は認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 智頭町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

## 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

### (1) 農作業の受委託の促進

智頭町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- 力 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

#### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

#### 4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

- ア 智頭町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。
- イ また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

#### 5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

##### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

智頭町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通じて望ましい経営の育成を図ることとする。また、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

##### (2) 智頭町農業再生協議会における連携

農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農業共済組合、鳥取県及び鳥取県農業農村担い手育成機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、智頭町農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、智頭町は、このような協力の推進の総合調整を担う。

#### 附 則

- 1 この基本構想は、平成 22 年 6 月 9 日から施行する。
- 2 平成 26 年 9 月 30 日改正
- 3 令和 3 年 2 月 8 日改正